

# 国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則

|    |       |     |    |             |
|----|-------|-----|----|-------------|
|    | 平成20. | 4.  | 1  | 制定          |
| 改正 | 平成21. | 4.  | 1  | 平成22. 6. 30 |
|    | 平成24. | 1.  | 1  | 平成24. 7. 1  |
|    | 平成25. | 1.  | 1  | 平成26. 4. 1  |
|    | 平成26. | 11. | 1  | 平成29. 1. 1  |
|    | 平成29. | 4.  | 1  | 平成元. 10. 1  |
|    | 令和 4. | 4.  | 1  | 令和 4. 10. 1 |
|    | 令和 5. | 11. | 27 | 令和 6. 12. 1 |
|    | 令和 8. | 3.  | 4  | 令和 8. 6. 1  |

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第39条及び第39条の2の規定に基づき、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員の育児休業及び介護休業等に関する事項を定めることにより、子を養育する教職員又は家族の介護を行う教職員の継続的な雇用の促進を図り、もって教職員の福祉の増進及び職務の円滑な運営に資することを目的とする。

### (法令との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）及びその他の関係法令の定めるところによる。

### (定 義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業 教職員が、この規則の定めるところにより、当該教職員の子（育児・介護休業法第2条第1項で定められた子と同義とする。以下同じ。）を養育するためにする休業をいう。
- (2) 出生時育児休業 育児休業のうち、第14条から第23条までに定めるところにより、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に4週間以内の期間を定めてする休業をいう。
- (3) 介護休業 教職員が、要介護状態にある家族を介護するためにする休業をいう。
- (4) 要介護状態 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。
- (5) 家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

を含む。），父母（養父母を含む。），子，配偶者の父母，祖父母，兄弟姉妹，孫，並びに教職員と同居している父母の配偶者，配偶者の父母の配偶者，子の配偶者及び配偶者の子をいう。

【一部改正】（25.1.1/26.4.1/29.1.1/R4.10.1）

## 第2章 育児休業等

### 第1節 育児休業

（育児休業の申出）

第4条 教職員は，学長に申し出ることにより，当該教職員の3歳に満たない子を養育するため，当該子が3歳に達する日（3歳の誕生日の前日をいう。以下同じ。）まで育児休業（第3条に規定する出生時育児休業を除く。以下この条から第13条までにおいて同じ。）をすることができる。

2 育児休業の申出は，一子につき2回までとし，双子以上の場合は，これを一子とみなす。

3 前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる特別の事情がある場合は，再度の申出ができる。

（1）育児休業が，産前の休業を始め，若しくは出産したことにより効力を失い，又は新たに育児休業若しくは出生時育児休業を開始したことにより取り消された後，当該産前の休業，出産に係る子若しくは新たに開始した育児休業，出生時育児休業に係る子が死亡し，又は養子縁組等により教職員と別居することとなったこと。

（2）育児休業が，新たに育児休業若しくは出生時育児休業を開始したことにより取り消された後，民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき。

（3）育児休業が，教職員の負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後，当該子を養育することができる状態に回復したこと。

（4）育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後，当該育児休業をした教職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業等により養育したこと（当該教職員が，当該育児休業の請求の際，両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により，学長に申し出た場合に限る。）

（5）配偶者が負傷又は疾病により入院したこと，配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業にかかる子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じること。

（6）育児休業が新たに介護休業を始めたため取り消された後，当該介護休業に係る対象

家族の死亡等により介護休業が終了したこと。

(7) 育児休業の申出に係る子について保育所に入所を希望しているが、入所できないこと。

(8) 育児休業の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったこと。

【一部改正】 (22.6.30/R4.4.1/R4.10.1)

(育児休業の期間)

第5条 育児休業を取得できる期間は、3歳に達する日までの期間とする。

【一部改正】 (22.6.30)

(育児休業の手続)

第6条 育児休業の請求は、育児休業請求書に出産日又は出産予定日を証明する書類を添付して、原則として、育児休業を開始しようとする日の1月前（当該子が1歳に達している場合にあっては2週間前）までに期間の初日及び末日を明らかにして行うものとする。ただし、第4条第3項に掲げる特別の事情があると認められる場合については、育児休業を開始しようとする日の1週間前までに請求を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、育児休業の期間を変更することができる。

(1) 出産予定日前に子が出生した場合

(2) 配偶者が死亡した場合

(3) 配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出に係る子を養育することが困難になった場合

(4) 配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなった場合

(5) 子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合

(6) 育児休業の申出に係る子について保育所に入所を希望しているが、入所できないこと。

3 出産前に届出をしようとする教職員の育児休業期間については出産予定日で届出をし、出産後、出産日を証明する書類を遅滞なく提出する。

4 育児休業の請求について、その事由を確認する必要があるときは、当該請求をした教職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

【一部改正】 (22.6.30/R4.4.1/R4.10.1)

(育児休業の期間の延長)

第7条 育児休業をしている教職員は、特別の事情のある場合を除き、1回に限り当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 前項の特別な事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければ

その養育に著しい支障が生じることとする。

- 3 育児休業の期間の延長の請求については、当該育児休業期間終了予定日1月（当該子が1歳に達している場合にあつては2週間）前までに育児休業請求書によって行うものとする。ただし、前項に掲げる特別の事情がある場合は1週間前までに行うものとする。

【一部改正】（22.6.30/25.1.1）

（育児休業期間中の身分）

第8条 育児休業をしている教職員は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

（育児休業者の給与）

第9条 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 国立大学法人群馬大学教職員給与規則（以下「給与規則」という。）第40条第1項及び第41条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、前項及び同規則第40条第11項第4号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

（育児休業の失効等）

第10条 育児休業は、当該育児休業をしている教職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該教職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

- 2 次の各号に掲げる事由に該当するときは、育児休業を取り消すものとする。

- （1）育児休業をしている教職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったとき。
- （2）育児休業をしている教職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業又は出生時育児休業をしようとするとき。
- （3）民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき。
- （4）育児休業をしている教職員が介護休業を始めたとき。

【一部改正】（22.6.30/29.1.1/R4.10.1）

（育児休業の失効等による届出）

第11条 育児休業をしている教職員は、次の各号に掲げる場合には、その旨を届け出なければならない。

- （1）育児休業に係る子が死亡した場合
- （2）育児休業に係る子が教職員の子でなくなった場合
- （3）育児休業をしている教職員が産前の休業を始めようとする場合
- （4）前条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる事由が生じた場合

【一部改正】 (29. 1. 1)

(職務復帰)

第12条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業が効力を失ったとき又は育児休業が取り消されたとき（第10条第2項第2号又は第4号により取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る教職員は、原則として、原職に復帰するものとする。

【一部改正】 (22. 6. 30/R4. 10. 1)

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第13条 育児休業をした教職員が職務に復帰した場合において、部内の他の教職員との均衡上必要がある認められるときは、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の昇給日（給与規則第11条第1項に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日に、その者の号俸を調整することができる。

(出生時育児休業の申出)

第14条 産後休暇を取得していない教職員は、学長に申し出ることにより、当該教職員の子を養育するため、出生時育児休業をすることができる。

- 2 出生時育児休業の申出は、一子につき2回までとし、双子以上の場合は、これを一子とみなす。ただし、出生時育児休業を2回に分割して取得する場合は、初回の出生時育児休業の申出の際にまとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は、再度の申出を拒む場合がある。

【一部改正】 (R4. 10. 1)

(出生時育児休業の期間)

第15条 出生時育児休業を取得できる期間は、原則として、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出生の日から、当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に子が生まれた場合にあっては、当該出産予定日から、当該出生の日から起算し、8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に4週間を限度として、出生時育児休業請求書に記載された期間とする。

【一部改正】 (R4. 10. 1)

(出生時育児休業の手続)

第16条 出生時育児休業の請求は、出生時育児休業請求書に出産日又は出産予定日を証明する書類を添付して、原則として、出生時育児休業を開始しようとする日の2週間前までに期間の初日及び末日を明らかにして行うものとする。

- 2 出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業1回につき1回に限り、出生時育児休業の開始予定日を出生時育児休業開始予定日とされた日より前の日に変更することができる。

3 第6条第3項及び第4項の規定は、出生時育児休業の手續について準用する。この場合において、第6条第3項及び第4項中「育児休業」とあるのは「出生時育児休業」と読み替えるものとする。

【一部改正】（R4.10.1）

（出生時育児休業期間の延長）

第17条 出生時育児休業をしている教職員は、休業1回につき1回に限り当該出生時育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 出生時育児休業の期間の延長の請求については、当該出生時育児休業期間終了予定日2週間前までに出生時育児休業請求書によって行うものとする。

【一部改正】（R4.10.1）

（出生時育児休業期間中の身分）

第18条 出生時育児休業をしている教職員は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

【一部改正】（R4.10.1）

（出生時育児休業者の給与）

第19条 第9条の規定は、出生時育児休業について準用する。この場合において、第9条中「育児休業」とあるのは「出生時育児休業」と読み替えるものとする。

【一部改正】（R4.10.1）

（出生時育児休業の失効等）

第20条 第10条の規定は、出生時育児休業について準用する。この場合において、第10条中「育児休業」とあるのは「出生時育児休業」と読み替えるものとする。

【一部改正】（R4.10.1）

（出生時育児休業の失効等による届出）

第21条 第11条の規定は、出生時育児休業について準用する。この場合において、第11条中「育児休業」とあるのは「出生時育児休業」と読み替えるものとする。

【一部改正】（R4.10.1）

（出生時育児休業からの職務復帰）

第22条 第12条の規定は、出生時育児休業について準用する。この場合において、第12条中「育児休業」とあるのは「出生時育児休業」と読み替えるものとする。

【一部改正】（R4.10.1）

（出生時育児休業からの職務復帰後における給与等の取扱い）

第23条 第13条の規定は、出生時育児休業について準用する。この場合において、第13条中「育児休業」とあるのは「出生時育児休業」と読み替えるものとする。

## 第2節 育児短時間勤務

(育児短時間勤務の承認)

第24条 教職員は、学長に申し出て、当該教職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子とその始期に達するまで、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該教職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、特別な事情がある場合を除き、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日を週休日（国立大学法人群馬大学教職員の労働時間及び休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）第13条第1項に規定する週休日という。以下この項において同じ。）とし、週休日以外の日において1日につき3時間55分勤務すること。
- (2) 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき4時間55分勤務すること。
- (3) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき7時間45分勤務すること。
- (4) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき3時間55分勤務すること。
- (5) 労働時間等規則第9条から第11条までの規定による勤務形態の教職員について、第1号から第4号までの規定に準じて、1年以内の一定期間を平均し1週間当たりの労働時間が19時間25分から24時間35分までの範囲内の時間となるように勤務すること。

2 前項の特別な事情は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 育児短時間勤務の承認が、産前の休業を始め若しくは出産したことにより効力を失い、又は第16条第2項第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により教職員と別居することとなった場合
- (2) 育児短時間勤務の承認が、休職又は停職の処分を受けたことにより効力を失った後、当該休職又は停職が終了した場合
- (3) 育児短時間勤務の承認が、教職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、当該子を養育することができる状態に回復した場合
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第26条第2項第4号に掲げる事由に該当したことにより取り消された場合
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子

について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした教職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業等により養育した場合(当該教職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により大学に申し出た場合に限る。)

- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じる場合

【一部改正】 (21.4.1/24.1.1/25.1.1)

(育児短時間勤務の請求)

第25条 育児短時間勤務の請求又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又は期間延長の初日の1月前までに行うものとする。

- 2 学長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

- 3 第1項の規定により請求しようとする期間は、1月以上1年以下の期間に限るものとする。

- 4 第6条第3項の規定は、育児短時間勤務の請求又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務の承認の失効等)

第26条 育児短時間勤務の承認は、当該育児短時間勤務をしている教職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該教職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児短時間勤務に係る子が死亡し、若しくは当該教職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

- 2 次の各号に掲げる事由に該当するときは、育児短時間勤務を取り消すものとする。

(1) 育児短時間勤務をしている教職員が当該育児短時間勤務に係る子を養育しなくなったとき。

(2) 育児短時間勤務をしている教職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(3) 育児短時間勤務をしている教職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(4) 育児短時間勤務をしている教職員が介護休業を始めたとき。

(5) 教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるとき

- (6) 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき(特



別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき。

【一部改正】 (25.1.1/29.1.1追加)

(育児短時間勤務の失効等による届出)

第27条 第11条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第4号中「前条第2項」は「第26条第2項」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務教職員の特例)

第28条 第25条の規定により育児短時間勤務又は期間の延長の承認を受けた教職員(以下「育児短時間勤務教職員」という。)の1週間当たりの労働時間は、労働時間等規則第4条及び第8条の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容によるものとする。

2 次の各号に掲げる育児短時間勤務教職員の給与の適用について、当該各号に定めるところによる。

(1) 給与規則の適用を受ける育児短時間勤務教職員 次の表の左欄に掲げる当該規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|         |                                                                                                                                       |                                                                                                                                                    |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2条第5項  | 俸給表に掲げられている号俸の額                                                                                                                       | 俸給表に掲げられている号俸の額に、国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則(以下「育児休業等規則」という。)第28条第1項の規定により定められたその者の労働時間を労働時間等規則第4条第1項に規定する労働時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額      |
| 第6条第4項  | 国立大学法人群馬大学教職員の労働時間及び休暇等に関する規則(以下「労働時間等規則」という。)に規定する週休日                                                                                | 育児休業等規則第24条の規定の適用を受け定められた週休日                                                                                                                       |
| 第14条第3項 | 別表第9に掲げる調整基本額(第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、調整基本額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。)    | 別表第9に掲げる調整基本額(第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、調整基本額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。)に算出率を乗じて得た額      |
| 第15条第2項 | 別表第11の管理職手当額欄に定める額(第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。) | 別表第11の管理職手当額欄に定める額(第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、調整基本額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。)に算出率を乗じて得た額 |

|           |                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第17条第3項   | 別表第12に掲げる期間に応じた額                                                                                                                              | 別表第12に掲げる期間に応じた額に算出率を乗じて得た額                                                                                                                                                                      |
| 第17条の4第2項 | 決定するものとする                                                                                                                                     | 決定するものとする。ただし、育児短時間勤務教職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とする                                                                                                                                                  |
| 第32条第1項   | 支給しなければならない                                                                                                                                   | 支給しなければならない。ただし、育児短時間勤務教職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする |
| 第42条第2項   | 別表第14に掲げる額（第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。）                 | 別表第14に掲げる額（第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。）に算出率を乗じて得た額                                                         |
| 第42条の2第2項 | 10,000円                                                                                                                                       | 10,000円に算出率を乗じて得た額                                                                                                                                                                               |
| 第42条の3第2項 | 別表第15に掲げる額（第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。）                 | 別表第15に掲げる額（第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。）に算出率を乗じて得た額                                                         |
| 第42条の4    | 9,000円（第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、6,300円）                                                                                                      | 9,000円（第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、6,300円）に算出率を乗じて得た額                                                                                                                                              |
| 第42条の5    | 12,000円（第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、8,400円）                                                                                                     | 12,000円（第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、8,400円）に算出率を乗じて得た額                                                                                                                                             |
| 第42条の6第2項 | 別表第16に掲げる採用の日以後の期間の区分に応じた額（第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。） | 別表第16に掲げる採用の日以後の期間の区分に応じた額（第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。）に算出率を乗じて得た額                                         |

|           |                                           |                                                      |
|-----------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 第42条の7第2項 | 10,000円（第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、7,000円） | 10,000円（第2条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、7,000円）に算出率を乗じて得た額 |
| 第42条の9第2項 | 10,000円                                   | 10,000円に算出率を乗じて得た額                                   |

（２）国立大学法人群馬大学年俸制適用教員給与規則の適用を受ける育児短時間勤務教員  
次の表の左欄に掲げる当該規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |              |                                                                                                                                                                                                 |
|----------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4条第1項   | 決定する         | 決定するものとし、その者の受ける号俸に応じた額に、国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則（以下「育児休業等規則」という。）第28条第1項の規定により定められたその者の労働時間を国立大学法人群馬大学教職員の労働時間及び休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）第4条第1項に規定する労働時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする |
| 第8条の3第2項 | 当該各号に定める額とする | 当該各号に定める額に算出率を乗じて得た額                                                                                                                                                                            |
| 第8条の4第2項 | 当該各号に定める額とする | 当該各号に定める額に算出率を乗じて得た額                                                                                                                                                                            |
| 第9条第1項   | 支給する         | 支給する。ただし、育児短時間勤務教員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、第2項に規定する勤務1時間当たりの基本額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする         |

（３）国立大学法人群馬大学2号年俸制適用教員給与規則の適用を受ける育児短時間勤務教員

次の表の左欄に掲げる当該規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|         |      |                                                                                                                                                                                                 |
|---------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4条第1項  | 決定する | 決定するものとし、その者の受ける号俸に応じた額に、国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則（以下「育児休業等規則」という。）第28条第1項の規定により定められたその者の労働時間を国立大学法人群馬大学教職員の労働時間及び休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）第4条第1項に規定する労働時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする |
| 第11条第1項 | 支給する | 支給する。ただし、育児短時間勤務教員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45                                                                                                          |

|  |  |                                                                                                   |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | 分に達するまでの間の勤務にあつては、第2項に規定する勤務1時間当たりの基本額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------|

（４）国立大学法人群馬大学年俸制適用職員給与規則の適用を受ける育児短時間勤務職員  
次の表の左欄に掲げる当該規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|         |                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第5条第1項  | 決定する                                                                                                                       | 決定するものとし、その者の受ける号俸に応じた額に、国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則（以下「育児休業等規則」という。）第28条第1項の規定により定められたその者の労働時間を国立大学法人群馬大学教職員の労働時間及び休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）第4条第1項に規定する労働時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする |
| 第5条第5項  | 12 を乗じて得た額                                                                                                                 | 12 を乗じて得た額に算出率を乗じて得た額                                                                                                                                                                           |
| 第11条第2項 | 当該各号に定める額（第5条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする | 当該各号に定める額（第5条第6項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額                                                              |
| 第12条第2項 | 当該各号に定める額（第5条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする | 当該各号に定める額（第5条第6項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額                                                              |
| 第13条第2項 | 当該各号に定める額（第5条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする | 当該各号に定める額（第5条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額                                                              |

|           |                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                         |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | る                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                         |
| 第13条の2第2項 | 当該各号に定める額（第5条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）） | 当該各号に定める額（第5条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額））に算出率を乗じて得た額                                                     |
| 第16条第1項   | 支給する                                                                                                                     | 支給する。ただし、育児短時間勤務教職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、第2項に規定する勤務1時間当たりの基本額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする |

3 育児短時間勤務教職員の労働時間等規則第22条の適用にあつては、業務の運営に著しい支障が生じると認められる場合に限るものとする。

4 育児短時間勤務教職員の労働時間等規則第26条第1号の適用にあつては、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

（1）斉一型短時間勤務教職員（育児短時間勤務教職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの労働時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）

20日に斉一型短時間勤務教職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数。

（2）不斉一型短時間勤務教職員（育児短時間勤務教職員のうち、斉一型短時間勤務教職員以外のものをいう。以下同じ。）

155時間に第1項の規定により定められた労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、切り上げた日数）

【一部改正】(21.4.1/25.1.1/26.4.1/26.11.1/29.1.1/R1.10.1/R4.10.1/R5.11.27  
R6.12.1/R8.3.4/R8.6.1)

### 第3節 育児時間

（育児時間）

第29条 教職員（育児短時間勤務をしている教職員を除く。）は、学長に申し出て、当該教職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間（労働時間等規則第32条第1項第9号に規定する保育時間（以下この項において同じ。））を承認されている教職員については、2時間から当該保育時間を減じた時間）を超えない範囲内で勤務しないこと（以下「育児時間」という。）ができる。ただし、変形労働

時間制を適用している教職員で、割り振られた勤務時間から2時間を減じてもその労働時間が6時間を超える場合にあっては、減じた結果、労働時間が5時間45分になるまでの範囲内で育児時間を認めるものとする。

- 2 前項の規定により勤務しない場合には、給与規則第35条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規則第38条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

【一部改正】 (22.6.30/R4.4.1)

(育児時間の承認等)

第30条 育児時間の請求は、育児時間請求書により行い、正規の労働時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として認めるものとする。

- 2 第6条第3項の規定は、育児時間の請求について準用する。

(育児時間の失効)

第31条 第26条第1項、第2項(第2号を除く。)及び第27条の規定は、育児時間について準用する。

【一部改正】 (22.6.30)

(不利益取扱いの禁止)

第32条 教職員は、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間を理由として、不利益な取扱いを受けない。

【一部改正】 (25.1.1)

### 第3章 介護休業等

#### 第1節 介護休業

(介護休業の申出)

第33条 教職員は、要介護状態にある家族(以下「対象家族」という。)の介護をするため、学長に申し出ることにより、介護休業をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 対象家族一人につき介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回の介護休業をしたことがある教職員(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第31条に規定する特別の事情がある場合を除く。)
- (2) 対象家族一人につき介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業開始予定日から通算して186日に達するまでの期間、介護休業をした教職員
- (3) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了する場合

【一部改正】 (22.6.30/29.1.1 追加)

(介護休業の期間)

第34条 介護休業の期間は、対象家族一人につき介護を必要とする一の継続する状態ご

とに、介護休業開始予定日から通算して 186 日に達するまでの間において必要と認められる期間とし、3 回まで分割できるものとする。

【一部改正】 (22.6.30/25.1.1/29.1.1)

(介護休業の手続)

第 35 条 介護休業の請求は、介護休業請求書により介護休業を始めようとする日の 1 週間前までに、期間の初日及び末日を明らかにして行うものとする。

2 介護休業の期間の延長の請求については、当該介護休業期間終了予定日 2 週間前までに介護休業請求書により行うものとする。

【一部改正】 (22.6.30)

(介護休業の期間の延長)

第 36 条 介護休業をしている教職員は、1 回の申出ごとの休業につき 1 回に限り当該介護休業の期間の延長を請求することができる。

【一部改正】 (29.1.1)

(介護休業中の身分)

第 37 条 介護休業をしている教職員は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(介護休業の終了)

第 38 条 次の各号に掲げる事由に該当することとなった場合には、介護休業はその事由が生じた日（第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

(1) 介護休業にかかる対象家族が死亡したとき。

(2) 教職員が身体又は精神的に日常生活に制限を受ける障害があることにより自ら対象家族を介護することが困難な状態となったときのほか、介護休業開始予定日とされた日の翌日から起算して 186 日を経過する日までの間、通院又は加療のため対象家族を介護できない状態であると見込まれるとき。

(3) 介護休業をしている教職員が産前産後の休暇となったとき。

(4) 介護休業をしている教職員が新たに介護休業又は育児休業をしたとき。

(5) 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業に係る対象家族と当該介護休業をしている教職員との親族関係が消滅したとき。

(6) 介護休業をしている教職員が対象家族を介護する必要がなくなったとき。

【一部改正】 (22.6.30/24.1.1/29.1.1)

(介護休業事由の消滅による届出)

第 39 条 介護休業をしている教職員は、次に掲げる場合には、その旨を届け出なければならない。

(1) 対象家族が死亡した場合

(2) 介護休業をしている教職員が、産前の休業を始めようとする場合

(3) 前条第2号、第5号及び第6号に掲げる事由が生じた場合

【一部改正】 (22.6.30/24.1.1)

(職務復帰)

第40条 教職員は、第38条第1号、第5号又は第6号に該当することにより介護休業が終了したとき又は介護休業の期間が満了したときは、原則として、原職に復帰するものとする。

【一部改正】 (22.6.30/24.1.1)

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第40条の2 介護休業をした教職員が職務に復帰した場合において、部内の他の教職員との均衡上必要がある認められるときは、当該介護休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の昇給日（給与規則第11条第1項に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日に、その者の号俸を調整することができる。

【一部改正】 (24.7.1 追加/29.4.1)

## 第2節 介護部分休業

(介護部分休業)

第41条 教職員は、学長に申し出て、対象家族を介護するため1日の労働時間の一部について勤務しないこと（以下「介護部分休業」という。）ができる。

2 介護部分休業は、1日を通じて始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間を超えない範囲内で、教職員が行う介護の状態から必要とされる時間について、1時間を単位とする。

3 介護部分休業の期間は、対象家族一人につき介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護部分休業開始予定日から起算して3年の期間内において必要と認められる期間とする。ただし、申出の時点において当該介護部分休業と同一の対象家族及び介護を必要とする一の継続する状態により、本項に規定する期間がある場合は、それらの期間の初日（当該期間の初日が複数ある場合においては、そのうち最も早いものとする。）から起算して3年の期間内において必要と認められる期間とする。

【一部改正】 (21.4.1/22.6.30/25.1.1/29.1.1)

(介護部分休業の手続)

第42条 介護部分休業の請求は、介護部分休業請求書により介護部分休業を開始しようとする1週間前までに行うものとする。

(介護部分休業の終了)

第43条 第38条の規定は、介護部分休業について準用する。



### 第3節 雑則

(介護休業中等の給与)

第44条 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 介護部分休業により勤務しない場合には、給与規則第35条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規則第38条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(不利益取扱いの禁止)

第45条 教職員は、介護休業及び介護部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以前に育児休業から復帰した教職員の職務復帰後における給与等の取扱いについては、第13条の規定にかかわらず、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したとみなして、その者の号俸を調整することとする。
- 3 施行日前から引き続き育児休業を行っている教職員が、施行日以後に育児休業から復帰した場合の職務復帰後における給与等の取扱いについては、第13条の規定にかかわらず、施行日前の当該育児休業をした期間については、当該期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなす。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間においては、第18条第2項、第19条第2項及び第34条第2項の規定の適用については、国立大学法人群馬大学教職員給与規則（平成24年7月1日改正）附則第2項から第6項までの規定に準じて取り扱う。

附 則

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の第 23 条の規定により介護休業の承認を受けた教職員であっても、当該介護休業における要介護状態が、改正の実施の日以後も継続している場合は、改正前に取得した介護休業の取得日数を通算して 186 日の範囲において、3 回まで分割して取得できるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の第 30 条の 2 の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後の介護休業の期間について適用し、同日前の介護休業の期間については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 12 月 1 日から施行し、改正後の第 28 条の規定の表中左欄「第 42 条の 7 第 2 項」に係る規定は、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第 28 条の規定の表中左欄「第 42 条の 7 第 2 項」に係る規定は施行日の前日までに離職した教職員には適用しない。
- 3 改正後の第 28 条の規定の表中左欄「第 42 条の 7 第 2 項」に係る規定は、当該規定の

適用の日から４年以内に廃止するものとする。

附 則

この改正は、令和８年３月４日から施行する。

附 則

この改正は、令和８年６月１日から施行する。